

第七十一回国
参議院大蔵委員会會議録第二号

昭和四十八年二月二日(金曜日)
午後零時二十分開会

委員の異動

一月二十七日

補欠選任

前田佳都男君
横川 正市君
松永 忠二君
吉田忠三郎君

中西 一郎君
野々山一三君
田中寿美子君
川村 清一君

出席者は左のとおり。

委員長 藤田 正明君
理事 鳴崎 均君
土屋 義彦君
戸田 菊雄君
多田 省吾君
栗林 卓司君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
河本嘉久蔵君
柴田 栄君
中西 一郎君
田中寿美子君
竹田 四郎君
野々山一三君
鈴木 一弘君
野末 和彦君

国務大臣

大蔵大臣 愛知 揆一君

政府委員

大蔵政務次官 山本 幸雄君

事務局側

大蔵政務次官 山本敬三郎君
大蔵大臣官房長 竹内 道雄君
大蔵省関税局長 大蔵 公雄君
常任委員会専門員 杉本 金馬君

本日の會議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査
(財政及び金融等の基本施策に関する件)

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る一月二十七日、前田佳都男君、横川正市君、松永忠二君及び吉田忠三郎君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君、野々山一三君、田中寿美子君及び川村清一君が選任されました。

○委員長(藤田正明君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

この際、愛知大蔵大臣から、財政及び金融等の基本政策について所信を聴取いたします。愛知大蔵大臣。

○国務大臣(愛知揆一君) 旧臘、私は、大蔵大臣に就任いたしました。わが国経済がきびしい試練と転換のときに際会しているから、財政金融政策の運営に当たる責任の重大さを痛感いたしております。

今後の財政金融政策につきましては、さきの財政演説において、その基本的な考え方を明らかにしたところでありますが、本委員会において関係法律案の御審議をお願いするにあたりまして、重ねて所信の一端を申し述べ、皆さま方の御理解と

御協力をお願いする次第でございます。

わが国経済をめぐる内外情勢の大きな変化に顧みましますとき、今後の政策運営の基本は、長期的展望のもとに、積極的に国民福祉の向上につとめ、物価の安定をはかりつつ、国際協調の実をあげ、国際収支の均衡を回復することにあると考えます。

この三つの課題を相互に調和させながら、同時に解決していくことは、まことに容易ならざるものがあります。私は、国民総生産が百兆円をこえることと見込まれるまでに至りましたわが国の充実した経済力を活用し、一そうの創意とくふうをこらして、この課題解決のため、最善の努力を払ってまいりたいと存じます。

そのためには、第一には、福祉社会の建設を推進することであると思ひます。

このため、私は、まず国民各層が経済成長の成果をひとしく享受できるように、社会連帯感にささえられた社会保障を拡充していくことが肝要であると考えます。

また、住宅をはじめ生活環境施設、社会福祉施設、体育施設、社会教育施設等を中心として社会資本を一そう整備するとともに、公害の防除と自然環境の保全を積極的に推進して、国土全体の均衡のとれた開発を進める必要があります。

これらの福祉政策を推進するため、財政の果たすべき役割はますます増大するものと予想されますが、今後の財政運営に当たりましては、その健全性を確保しつつ、資源、所得の配分機能をより一そう活用し、国民の要請に積極的にこたえてまいらねばなりません。

第二は、物価の安定であります。

成長を維持し、経済構造の転換を進めながら、物価の安定をはかることは、きわめて困難な問題であります。消費者物価の安定は国民生活の基盤であり、その動向いかんは国民福祉に大きな影響を及ぼす重大な問題であります。政府として

は、総需要の水準を適正に保つとともに、円滑な供給体制を整備し、生産、流通、消費の各方面にわたって、きめこまかい施策を総合的に実施してまいりたいと存じます。

現下の緊急課題である地価問題の解決をはかるため、土地制度の整備等を含む総合的施策を講ずることとなりましたが、私としては、税制と金融の面から、必要な対策を強力に推進してまいりたいと存じます。

なお、土地取得関連融資につきましては、今後その増勢を他の一般貸し出しの増勢と均衡のとれた妥当な水準に落ちつかせるよう強力に指導を行なうてまいり所存であります。この点については、すでに、各金融機関に対して通達を發したところであります。

第三は、国際協調の実をあげ、国際収支の大幅な黒字をすみやかに調整することにあります。

現在、国際通貨基金及びガットの場で国際通貨・貿易制度の新しい秩序づくりのための努力が重ねられておりますが、わが国としては、世界経済のブロック化や保護主義の台頭を避けるべきであるという基本的態度を堅持しつつ、関係諸国と相協力してこれを成功に導くようつとめてまいりたいと存じます。

また、開発途上国に対する経済協力につきましては、これら諸国の経済発展がわが国を含めた全世界の平和と繁栄にとって不可欠の条件であることにもかんがみ、今後とも援助の拡充、特惠関税制度の改善等を通じ、その発展に貢献するよう、国力にふさわしい役割を果たしてまいらなければなりません。

わが国の国際収支は、通貨調整後も大幅な黒字を続けており、これを適正な水準に戻すためには、引き続き格段の努力を払わなければなりません。基本的には、経済の国際化を進め、輸出優先という従来の思考から脱却して福祉型経済への

転換を急速に進めることが肝要であると考えます。この意味においても、輸入については、関税率をさらに引き下げるなどによつてこれを促進し、また、資本の自由化については、徹底した努力を傾けたいと存じます。

さらに、最近における国際収支の状況にかんがみ、対外経済関係の調整に資するため、農産物に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等を、昭和四十八年度に繰り上げて一括償還したいと存じます。

金融市場は、外貨の累増にも関連し、流動性が過剰の状態にあるといえますので、先般、預金準備率の引き上げが行なわれたところであります。今後の金融政策の運営にあたりましては、内外の情勢に一そう留意し、財政政策との関連をくつと考慮しつつ、両者一体となつて、経済の安定成長を確保してまいりたいと存じます。

わが国資本市場は、国際化の進展、金融環境の変化等に伴い、長期資金調達の場合として格段に重要性を増してきました。その整備育成については、今後とも一そうの配慮が必要と考えますところ、一方、特に最近の株式市場については、株価の引き続く騰勢に深甚な注意を払わざるを得ません。この際、特に秩序ある市場形成のため、適時適切な措置を講じてまいりたいと存じます。

昭和四十八年度予算は、以上申し述べました財政金融政策の基本的方向にのっとり、わが国経済の国内均衡と対外均衡の調和をはかりつつ、長期的視野のもとに、国民福祉の充実に上につとめることを主眼として編成いたしました。

すなわち、まず、予算及び財政投融資計画を通じて、福祉の充実に求める国民の期待と要請に積極的に対応する規模のものとしております。

昭和四十八年度一般会計予算の総額は十四兆二千八百四十億圓、前年度当初予算に對し、二四・六％の増となり、また、昭和四十八年度財政投融資計画の規模は六兆九千二百四十八億圓、前年度当初計画に對し、二八・三％の増となっております。しかしながら、一方、中央、地方を通ずる政

府の財貨サービス購入の伸びは、国民経済全体の成長率とはほぼ同程度となるようにし、経済の安定的な成長を保つことができるよう配慮いたしました。

公債につきましては、建設公債、市中消化の原則を堅持しつつ、これを適切に活用することとし、一般会計における公債発行規模を二兆三千四百億圓といたしておりますが、公債依存度は、税収入の状況にもかんがみ前年度当初予算における一七・〇％、補正後一九・〇％を下回る一六・四％といたしました。

次に、国民生産の質的向上をはかるため、社会保障関係経費を大幅に増額するほか、社会資本の整備にあつては、国民の生活環境の整備に特に重点を置き、また公害の防止、環境の保全、物価の安定等についても特段の配慮を加えております。さらに、国民生活に密接に関連する分野を中心に政府関係金融機関、事業団等の貸し出し金利の引き下げを行なうことといたしました。

なお、懸案になつておりました財政投融資計画と国会審議との関係につきましては、昭和四十八年度から、財政投融資のうち、資金運用部資金と簡保資金の長期運用予定額を国会の議決の対象に加えることとしております。

昭和四十八年度の税制改正におきましては、まず、所得税について、中小所得者の負担軽減をはかるため、課税最低限を引き上げるとともに、特給所得者に重点を置いて、給与所得控除の大幅な拡充を行ない、三千五百五十億圓にのぼる減税を行なうことといたしました。すでに、わが国の課税最低限は、欧米諸国に比肩し得る程度に達しておりますが、さらに今回の改正により、夫婦二人の給与所得者の場合、平年分で一〇・七％上昇し、百四十四万九千圓に達する水準となつたのであります。これに加えて、住民税についても、一千億圓をこえる減税を行なうこととしており、国民の税負担は大幅に軽減されることとなります。

なお、このような一般的な負担軽減措置と並んで、退職所得の特別控除の大幅な引き上げを行な

いました。この結果、動続三十五年で現在五百萬圓まで課税されないことになっているのが、八百萬圓まで課税されないこととなります。

相続税の課税最低限の引き上げ、物品税の軽減、合理化、入場税の減税を行なう一方、有価証券取引税の税率を引き上げることとしたしております。

租税特別措置につきましては、最近における社会経済情勢の変化に即応し、重要産業用合理化機械等の特別償却制度、価格変動準備金制度等産業関連の諸制度について、改廃を行なうことといたしました。一方、福祉対策、公害対策、勤労者財産形成・住宅対策等に資する措置を講ずるとともに、事業主報酬制度を創設することとしたしております。

さらに、今日の土地問題の重要性にかんがみ、土地に対する投機と地価の騰勢を抑制するため、法人の土地譲渡益に重課することとしたいたしました。なお、その他、国税につきまして所要の税制の整備合理化を行なうことといたしております。

関税面におきましては、対外経済政策の一環として昨年末実施された関税の一律大幅引き下げに引き続き、内外経済情勢の変化に即応するため、さらに関税率及び関税制度について適切な措置を講ずることとしております。

まず、特惠関税制度について適用品目の拡大、税率の引き下げを行なうほか、鉱工業産品についての特惠供与方式を改善し、開発途上国からの輸入増大に資することといたしました。

また、国民生活に關連の深い物資を重点に關税率の引き下げをはかるとともに、關稅制当制度の改正、通關手續簡素化のための税率調整、關稅制度面の整備等、各種の改正を行なうことといたしております。

以上、財政金融政策に關する私の所信の一端を申し述べました。

本国会において御審議を願うべく予定しております大蔵省関係の法律案は、税制の大幅改正をはじめ昭和四十八年度予算に關連するもの十四件、

その他三件、合計十七件でありまして、うち十五件につきまして、本委員会の御審議をお願いすることになると存じます。

何とぞよろしく御審議のほどをお願いする次第であります。

○委員長(藤田正明君) 大蔵大臣の所信に對する質疑は、後日これを行ないます。

○委員長(藤田正明君) 次に、大蔵政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。山本敬三郎大蔵政務次官。

○政府委員(山本敬三郎君) 昨年末政務次官を拝命いたしました山本であります。知識、経験ともにまことに乏しいものであります。委員の先生方の特別の御支援をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

○委員長(藤田正明君) 山本幸雄大蔵政務次官。

○政府委員(山本幸雄君) 同じく政務次官を拜命いたしました衆議院の山本幸雄でございます。これからいろいろお世話になることと存じますが、よろしくお願ひを申し上げます。

○委員長(藤田正明君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田正明君) 速記を始めて。

本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、有価証券取引税法の一部を改正する法律案

有価証券取引税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法の一部を改正する法律案
有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の六」を「万分の十二」に、「万分の十五」を「万分の三十」に改める。

第十一條第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該申告書の提出及び有価証券取引税の納付を当該証券会社の本店（第二条第四項に規定する外国証券会社については、この法律の施行地にあるその営業所のうち主たるもの。以下同じ。）においてすることを便宜とする事情がある場合において、当該本店の所在地の所轄税務署長及び本店以外の各営業所の所在地の所轄税務署長に対し、その事情その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を提出したときは、その提出の日後に行なうべき当該申告書の提出及び有価証券取引税の納付は、当該本店においてするものとする。

第十一條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 第一項の規定による申告書の提出及び有価証券取引税の納付につき前項ただし書の規定の適用を受けている証券会社は、その適用を受ける必要がなくなつた場合において、その本店の所在地の所轄税務署長及び本店以外の各営業所の所在地の所轄税務署長に対し、その旨その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を提出したときは、その提出の日後に行なうべき当該申告書の提出及び有価証券取引税の納付については、同項ただし書の規定の適用は、ないものとする。

第十一條の二第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

第十八條中「営業所ごとに」の下に「（当該証券会社が第十一條第二項ただし書（十一條の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けている場合には、その本店において）を加える。

第十九條中「営業所」を「各営業所（当該証券会社については、その新設、変更又は廃止に係る営業所とし、当該証券会社が第十一條第二項ただし書の規定の適用を受けている場合には、その本店及び本店以外の当該営業所とする。）」に改める。

第二十條中「証券会社は」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「政令で定める」を削る。

第二十二條の二第一項中「営業所」の下に「（第十一條第二項ただし書の規定の適用に係る有価証券取引税については、その本店）を加える。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 改正後の有価証券取引税法（以下「新法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき有価証券取引税について適用し、同日前に納付すべき有価証券取引税については、なお従前の例による。

3 新法第十條の規定は、施行日以後の同条の有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の当該有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

昭和四十八年二月六日印刷

昭和四十八年二月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局